

平成 27 年 10 月

遊佐町農業委員会第 7 回総会議事録

1. 開催日程 平成 27 年 10 月 26 日（月） 午後 2 時 00 分～4 時 30 分
2. 場 所 遊佐町役場 2 階 202 会議室
3. 会議に付した議案

報告事項 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

議第 30 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について

議第 31 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について

議第 32 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議第 33 号 非農地証明願いについて

議第 34 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (16 名中 13 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	今 井 彰	2	佐 藤 重一	3	伊 原ひとみ		
5	齋 藤 誠喜			7	川 俣 義昭	8	渡 会 健
9	菅 原 幸男			11	今 野 一彦	12	鈴 木 寿一
13	本 間 克修	14	菅 原 寛志	15	佐 藤 充	16	高 橋 正樹

5. 欠席委員 (3 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
4	池 田 俊明	6	石 垣 敏勝	10	荒 生あや子		

6. 事務局出席者 (3 名)

堀 修事務局長、今野信雄次長、佐藤 結主事

7. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

8. 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 10 月定例会を開催します。本日は事務局長が会議のため、欠席しております。</p> <p>はじめに、事務局次長より本日の出欠状況の報告をお願いします。</p> <p>(事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局次長	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>届出欠席、3 名、以上、欠席委員 3 名、出席委員 13 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律、第 21 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。それでは会長よりご挨拶をお願いします</p>
会長	<p>T P P 交渉合意を受け、日本はかつてない高い水準での農産物市場の開放に応じることになります。セーフガードなど一定の影響緩和策も導入されますが、我々に対してのごまかしにすぎないと思います。重要 5 品目の内、米輸入枠は 7 万 8 千 t、牛肉、豚肉に関しては、牛肉で 51 品目の内 49 品目の内ハムやベーコンなど 33 品目で関税撤廃。この為、撤廃率は 67%に上ってしまいました。</p> <p>「日本の農を守り、食を守る」と約束した安倍首相は今、この農家に対してどのような言葉をかけるのでしょうか。我々を生かさず、殺さずと言ったところでしょうか。これからも注視していきたいと思います。</p> <p>本日は、10 月定例総会提出されました全議案に対し、慎重審議下さいますようお願いしまして、挨拶と致します。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は「遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規程」により、会長が当たることになっておりますので、高橋会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規程による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では 9 番菅原幸男委員、11 番今野一彦 委員をお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の佐藤主事を指名します。</p> <p>それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>始めに、報告事項の番号 1 について、事務局より説明願います。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(報告事項、朗読説明)</p>
事務局	<p>補足説明いたします。総会議案書の 2 頁をご覧ください。</p> <p>報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について合計 3 件、全て農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p>

	<p>ります。</p> <p>番号 45 計 14 筆、13,899.91 m²</p> <p>番号 46 計 3 筆、2,820 m²</p> <p>番号 47 計 12 筆、3,792 m²</p> <p>以上 3 件、全て相続による所有権の取得です。番号 47 のみあつ旋の申し出がありました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。</p> <p>(質問、意見無し)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議第 30 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>審査基準書は 1 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかたため、通知の受理のみで足りる内容になっております。</p> <p>個別にご説明いたします。</p> <p>番号 48 計 2 筆、8,017 m²</p> <p>解約の事由は契約内容の変更のためで、解約後は議題 34 号 (2) 番号 88 で同一人と契約の予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行ないます。何か質問・意見等ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(在席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり受理する事に決定いたします。</p> <p>次に議第 31 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 2 頁をご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による所有権の移転許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p>

	<p>個別にご説明いたします。</p> <p>番号 12 計 1 筆、1,850 m²</p> <p>こちらは譲渡人の希望によるもので、現在相対で作付している譲受人が売買で取得するものです。</p> <p>尚、現地調査を、西遊佐地区担当の本間克修委員にお願いしておりますので、補足説明などありましたら後程よろしくお願いたします。</p> <p>番号 13 計 3 筆、979 m²</p> <p>こちらは譲受人の父が売買の約束をしていた土地で、この度、譲受人の規模拡大をかねて、売買で取得する者です。</p> <p>尚、現地調査を、西遊佐地区担当の本間克修委員にお願いしておりますので、補足説明などありましたら後程よろしくお願いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは番号 12 と 13 について、13 番 本間克修委員より報告願います。</p> <p>(13 番本間克修委員が挙手し、議長が指名する)</p>
13 番本間克修委員	<p>報告します。番号 12 に関して、全て耕作されており、きれいに管理されていまして。番号 13 ですが、荒れてはいましたが、手を加えれば十分耕作できると土地だと見て来ました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>初めに番号 13 に関してのみ、質疑、裁決致します。農業委員が関係しておりますので、9 番菅原幸男委員は一時退席願います。</p> <p>(9 番菅原幸男委員が一時退席)</p> <p>それでは番号 13 について何か質疑、意見はありませんか。</p> <p>(5 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
5 番齋藤誠喜委員	<p>番号 13 だけでなく 12 もですが、申請地がわりと近いと思うのですが、売買価格がかなり違うように思えるのですが、何か理由があるのですか。</p>
議長	<p>事務局説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明致します。番号 13 の申請地は以前、一時転用で山砂採取を行った後ということで、このような金額になったようです。番号 12 に関しては、譲渡人が以前より相対で耕作していた所を今回、売買となりました。その為、単価は少し高いように思えますが、双方合意しておりますので問題無いかと思われま。</p>
議長	<p>他に何かありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>無いようですので、番号 13 のみ採決致します。番号 13 に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、番号 13 について原案の通り許可することに決定いた</p>

	<p>します。</p> <p>(9 番菅原幸男委員、着席)</p> <p>番号 12 について、何かありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。番号 12 について賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 31 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案の通り許可することに決定いたします。</p> <p>議第 32 号農地法第 4 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。議案書の 8 頁をご覧ください。</p> <p>番号 2 計 1 筆、1,845 m²のうち 828.16 m²</p> <p>申請地については、審査基準書の 4 頁上段に位置図、下段に字限図、7 に現場写真を掲載しております。</p> <p>転用事由は経営規模拡大を図るための乾燥調製施設の新設のためです。土地改良事業受益地外で、資金面でも平成 27 年度経営体育成支援事業(融資主体型補助事業)の交付が決定しており、転用は確実と判断されます。効率的な農作業、集団化に対する影響もなく、その他許可基準も適当であり、許可相当と判断します。</p> <p>詳しくは、審査基準書の 5 頁に立地基準、6 頁に一般基準、補足説明資料の 1 頁に意見書案、2 頁から 6 頁まで土地利用計画図、建物図面等を掲載しておりますのでご覧ください。</p> <p>尚、先日、川俣土地専門部会長、今井彰委員の 2 名で現地調査を行っておりますので、補足説明等ありましたらお願いします。</p>
議長	<p>それでは 7 番川俣土地専門部会長より現地調査の結果を報告願います。</p> <p>(7 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
7 番川俣義昭委員	<p>19 日に事務局と現地調査を行いました。審査基準書にもありますが、申請地が自宅の東側にあり、現地調査写真にも写っていますが、格納庫、もみ殻を入れておくハウスが建っていました。現在もそのように使用しておりますので、問題無いと判断致しました。</p>
議長	<p>それでは 1 番今井彰委員より現地調査の結果を報告願います。</p> <p>(1 番今井彰委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1 番今井彰委員	川俣委員と同じく問題無いと見て来ました。

議長	<p>それでは、事務局からの議案説明、現地調査委員からの報告がありました が、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、それではここで質疑を終了し採決をいたします。</p> <p>議第 32 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、原案の通り可決 することに賛成のかたは挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 32 号について、原案の通り許可相当の意見書を 添付して県知事に進達する事に決定いたします。</p> <p>次に議第 33 号非農地証明願いについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局、補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。議案書の 10 頁をご覧ください。</p> <p>番号 3 計 1 筆、283 m²</p> <p>昭和 48 年に農地として認識しないまま車庫を建設し、以来 40 年余り宅地 として使用し、固定資産税も宅地で課税されています。農地への復元が困難 であることから、現況、非農地として証明してよろしいかご審議をお願い致 します。</p> <p>申請地は、都市計画区域外、農業振興地域の農用地区域外、土地改良受益 地外となっております。審査基準書の 8 頁に位置図、字限図、9 頁に現地調 査写真を掲載しております。</p> <p>番号 4 計 1 筆、26 m²</p> <p>平成 3 年に農地として認識しないまま駐車場として整備し、以来 20 年以 上宅地として使用しております。農地への復元は困難であることから、現況 非農地として証明してよろしいかご審議をお願い致します。</p> <p>申請地は、都市計画区域内、農業振興地域の農用地区域外、土地改良受益 地外となっております。審査基準書の 10 頁に位置図、字限図、11 頁に現地 調査写真を掲載しております。</p> <p>番号 5 計 2 筆、52.12 m²</p> <p>昭和 57 年ごろから耕作をしておらず、原野となり、固定資産税も現況原 野として課税されています。農地の復元は困難であることから、現況非農地 として証明してよろしいかご審議をお願い致します。</p> <p>申請地は、都市計画区域外、農業振興地域の農用地区域外、土地改良受益 地外となっております。審査基準書の 12 頁に位置図、字限図、13 頁に現地 調査写真を掲載しております。</p> <p>番号 6 計 1 筆、462 m²</p> <p>平成 3 年に農地として認識しないまま、宅地として整備し、以来 20 年以</p>

	<p>上宅地として使用されております。固定資産税も宅地で課税されています。農地への復元は困難であることから、現況非農地として証明してよろしいかご審議をお願い致します。</p> <p>申請地は、都市計画区域内、農業振興地域の農用地区域外、土地改良受益地外となっております。審査基準書の14頁に位置図、字限図、15頁に現地調査写真を掲載しております。</p> <p>現地調査につきましては、番号3から6までは川俣義昭土地専門部会長、番号3と5は今井彰委員で行っておりますので、補足説明などありましたらよろしくようお願い致します。以上です。</p>
議長	<p>それでは、7番川俣土地専門部会長より現地調査の結果を報告願います。 (7番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
7番川俣義昭委員	<p>報告致します。番号3ですが、現地写真にもありますが、車庫が建てられており、農地への復元は不可能と見てきました。番号4ですが、申請者の父親が農地とは知らず車庫を建てたということでした。これも取り壊して復元することは困難ではないかと見て来ました。番号5ですが、現地調査写真下の奥手は基盤整備に伴ってできた通学路となっております。多分その時に分断されたのではないかと一緒に行った今井委員と話しておりました。番号6ですが、事務局も話したとおり、現在は空家で車庫が建っており農地への復元は困難だと見てきました。いずれの案件も適当ではないかと判断しました。</p>
議長	<p>それでは、1番今井彰委員より現地調査の結果を報告願います。 (1番今井彰委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1番今井彰委員	<p>3,5番について現地調査を行いました。非農地としてもいいのではないかと見てきました。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。 (15番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15番佐藤充委員	<p>番号6ですが空家という事でしたが、建物の状態がわかれば教えて頂きたいのですが。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明致します。申請地は現在売家となっており、売り渡し人もすでに決まっているようで、リフォームをしている状況でした。</p>
議長	<p>その他、何かありませんか。 (質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第33号非農地証明願いについて、原案の通り可決することに賛成のかたは挙手願います。 (出席委員全員挙手)</p>

	<p>全員賛成ですので、議第 33 号について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に議第 34 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは、補足説明致します。審査基準書 16 頁をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(2) 利用権の再設定が 3 件となっております。</p> <p>計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>(2) 利用権設定</p> <p>番号 87 3 筆、13,798 m²</p> <p>期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。</p> <p>番号 88 2 筆、3,823 m²</p> <p>期間は 10 年、単価は 10 a あたり 6,000 円で同一人と再設定です。</p> <p>番号 89 計 17 筆、15,365 m²</p> <p>期間は 5 年、単価は 10 a あたり 19,000 円で、同一人と再設定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、15 番佐藤充委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15 番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番佐藤充委員	<p>10 月 19 日に、この会議室で 5 名の委員が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入りますが、只今の事務局の説明に対し何か質問・意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>よろしいですか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 34 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 34 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案の通り許可することに</p>

決定いたします。

以上で議事を終了いたしますが、その他なにかございますか。

無いようですので、これで10月の定例総会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。